

地域創生推進本部設置要綱

(設置)

第1条 地域創生に係る施策について、全庁を挙げて総合的に推進するため、地域創生推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域創生に係る施策の企画・総合調整に関すること。
- (2) 地域創生に係る施策の推進に関すること。
- (3) その他地域創生に関すること。

(組織)

第3条 本部に、本部長、副本部長及び本部員を置く。

- 2 本部長は、知事をもって充てる。
- 3 副本部長及び本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部会議)

第4条 本部長は、本部を総括し、本部会議を招集する。

- 2 本部会議は、必要に応じて随時開催する。
- 3 本部員が本部会議に出席できない場合は、代理者が出席するものとする。
- 4 本部会議に必要なときは、関係者の出席を求めるものとする。

(専門部会)

第5条 本部長が必要と認めるときは、本部に専門部会を置くことができる。

(事務局)

第6条 本部に、事務局を置く。

- 2 事務局に、事務局長、事務局長代理及び事務局次長を置く。
- 3 事務局に、ビジョン課、地域創生課、地域振興課、特区推進課及びその他の別表第2に掲げる課等を置く。
- 4 第2項に規定する事務局長、事務局長代理及び事務局次長は、別表第3に掲げる職にある者をもって充て、前項に掲げる組織に置かれている職については、行政組織規則(昭和36年兵庫県規則第40号)等に掲げる同組織に置かれている同職にある者をもって充てる。
- 5 事務局は、行政組織規則等に定める事務のうち、地域創生に係る事務を所掌する。

(庶務)

第7条 本部の庶務は、地域創生課において処理する。

(補足)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の制定に伴い、地域再生大作戦推進本部設置要綱（平成22年4月1日施行）及びふるさとづくり推進本部設置要綱（平成25年4月1日施行）を廃止する。
- 3 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表1（第3条関係）地域創生推進本部の構成員

本部長	知事
副本部長	副知事
本部員	理事（地域創生・女性担当） [総括本部員] 防災監 会計管理者 理事(技術担当) 企画県民部長 政策創生部長 健康福祉部長 産業労働部長 農政環境部長 環境部長 県土整備部長 まちづくり部長 公営企業管理者 病院事業管理者 教育長 人事委員長 警察本部長 神戸県民センター長 阪神南県民センター長 阪神北県民局長 東播磨県民局長 北播磨県民局長 中播磨県民センター長 西播磨県民局長 但馬県民局長 丹波県民局長 淡路県民局長 政策会議を構成する県参事 東京事務所長

別表第2（第6条関係）地域創生推進本部事務局を構成する課等

事務局 各課等	ビジョン課	地域創生課	地域振興課	特区推進課	
	企画県民部	広報課 男女家庭課 総務課	芸術文化課 青少年課 市町振興課	統計課 広域調整課 私学教育課 大学課	県民生活課
	健康福祉部	社会福祉課 障害福祉課 医務課	高齢対策課 障害者支援課 健康増進課	介護保険課 こども政策課	児童課
	産業労働部	産業政策課 経営商業課 産業立地室 観光振興課	労政福祉課 地域金融室 国際交流課	能力開発課 工業振興課 国際経済課	しごと支援課 新産業課 観光交流課
	農政環境部	総務課 農地調整室 農村環境室 環境政策課	総合農政課 消費流通課 畜産課	楽農生活室 農業改良課 林務課	農業経営課 農地整備課 水産課
	県土整備部	総務課 都市計画課	交通政策課 住宅政策課	空港政策課	都市政策課
	出納局	会計課			
	企業庁	総務課	立地推進課	分譲推進課	地域整備課
	病院局	企画課			
	教育委員会	総務課	義務教育課	高校教育課	スポーツ振興課
	県民局、 県民センター	神戸県民センター県民交流室 阪神南県民センター県民交流室 阪神北県民局総務企画室 東播磨県民局総務企画室 北播磨県民局総務企画室 中播磨県民センター県民交流室 西播磨県民局県民交流室 但馬県民局地域政策室 丹波県民局県民交流室 淡路県民局総務企画室			

別表第3（第6条関係）地域創生推進本部事務局の構成員

事務局長	政策創生部長			
事務局長代理	地域創生局長			
事務局次長	ビジョン局長	科学情報局長		
	知事室長	県民生活局長	女性青少年局長	政策調整局長
	企画財政局長	管理局長	社会福祉局長	高齢社会局長
	障害福祉局長			
	こども局長	健康局長	政策労働局長	産業振興局長
	国際局長	観光監	農政企画局長	農林水産局長
	環境創造局長	県土企画局長	まちづくり局長	住宅建築局長
	出納局長	企業庁次長	病院局長	教育次長
	各県民局副局長	神戸・阪神南・中播磨県民センター県民交流室長		